

NPO法人について

1. 対象

次の規模要件を満たすNPO法人

(1) 従業員(雇用契約関係がないボランティア等は従業員には含まない。)

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

(2) 資本金

規模要件なし

2. 必要添付書類

P2に記載されている通常に必要な書類に加えて、事業報告書等を要する。

* 事業報告書等: 特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類

「事業報告書」

「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」

「年間役員名簿」

「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

3. 会計基準

活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものであることが望ましい。

* NPO法人の方は、小口零細企業保証制を利用することはできません。

(ただし、医療を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人は対象とする。)